

質問事項	回 答
1. 月単位の週休二日に対する直接間接工事費の補正值は令和 6 年度のものが採用されていますが、工事費内訳書積算基準及び経費基準も R6 年 4 月単価を採用しているのでしょうか。R6 年 4 月単価を採用している場合、その理由は本工事が（R6 補正）であるためでしょうか？また、施工は R7 年 4 月以降となるので、単価スライドが適用となるもののでしょうか。	・週休 2 日の取得に要する費用の計上（試行）が改正され、令和 7 年度版（令和 7 年 4 月 1 日）を適用としています。詳しくは、林野庁ホームページ（ホーム＞分野別情報＞森林整備保全事業の設計・積算・施工基準等＞積算基準）「工事における週休 2 日の取得に要する費用の計上について（試行）」を確認ください。 ・工事積算基準となる「森林整備保全事業標準歩掛」については、積算プログラムへの反映前であるため、本工事設計においては令和 6 年度版を適用としています。なお、新積算基準を反映した積算歩掛の設計変更への対応は可能となっています。詳しくは、関東森林管理局ホームページ（ホーム＞公売・入札情報＞公売・入札に関するお知らせ）「令和 7 年度から適用する「森林整備保全事業設計積算要領」等に係る取扱いについて」を確認ください。 ・資材単価については公告に記載のとおり令和 7 年 2 月単価（見積単価は備考記載年月）のものを採用しています。契約履行中に大幅な価格変動等が生じたことが認められる場合は単価スライドの適用について変更協議に応じることとします。
2. 鋼製枠 2 段目以上は足場（キャットウォーク等）が必要だと思われますが、仮設工に足場が計上されていません。足場の設置は協議の上設計変更対象となるのでしょうか。	・鋼製自在枠の組立及び中詰材の敷並べ作業工程において、作業員が組立枠の内側で実際に作業することが予想されることから当初設計では計上していません。なお、安全作業上、鋼製組立枠の外側において足場（キャットウォーク）の設置が必要となった場合は、協議のうえ設計変更に応じるものとします。
3. 鋼製枠土砂部の中詰流出材について、材質、規格の規定はあるのでしょうか？（吸出防止材、植生シートなど）	・中詰材流出防止材の材質・規格については設計図書の表示によります。なお、施工過程において中詰材流出防止材の網目から現地発生材が漏出することが確認された場合には中詰流出防止材の内貼として繊維マット系部材により吸出し防止の追加変更を見込みます。

4. 鋼製枠は塗装品の単価が採用されていますが、亜鉛メッキではなく塗装品ということで良いのでしょうか。塗装色は黒で良いのでしょうか。	・鋼製枠本体については、標準塗装品（アクリル系塗装（黒塗））で見込んでいます。また、中詰流出防止材（面材）及びボルト類は亜鉛メッキ塗装を見込んでいます。
5. 間詰工について 鋼製枠谷止工左岸背面には千枚岩質がみられますが、その左岸前面及び右岸は堆積土と見えます。堆積土部分について谷止工設置後の処理として間詰が必要となりますが、協議の上設計変更対象となるのでしょうか。	・間詰の施工が必要と判断される場合は、協議のうえ監督職員の施工指示により追加変更を検討とします。
6. 鋼製枠組立について 積算上で選定されている機械で、前面を仮に埋戻し土足場として作業する必要がありますが、その分の土砂が確保されているのでしょうか。また、別の機械（4.9t クローラクレーン）を選定した際には設計変更対象となるのでしょうか。	・施工現場付近の堆積土で土足場を見込んでいますが、実際の施工において仮設備等の資材の不足となる場合は、安全な施工を確保できる手法等について協議のうえ設計変更を検討とします。 施工にあたって別の機械（4.9t クローラクレーン）の選定及び機種使用は施工者の任意とし、設計で見込んでいる標準機械が現地の地形や搬入経路の狭隘等の理由により使用できない状況と判断されない限りは設計変更の対象としません。
7. 鋼製枠のボルトの締付及びトルク管理等はメーカー指針に準じて施工することによってよいのでしょうか。	・メーカー指針の基準により管理施工として考えています。
8. 作業員の通勤のため、日影林道の整備とモノレールを計画されていますが、通勤車両、資材搬入車両の待機場所、駐車スペースが他方法で解消された場合、日影林道整備及びモノレールは施工しなくて良いのでしょうか。	・施工対象となる工作物の設置上、工作物の機能上、支障を生じないのであれば、代替の仮設方法、他の場所での通勤車両の駐車スペース確保等により、日影林道整備及び作業員の通勤用モノレールの設置のとりやめは可能です。この場合、当初計上していた仮設関係の費用については減額変更設計の対象となります。 また、代替え用地の使用により発生する使用料及び補償費用等については変更設計の対象としません。 各々の詳細な部分の取扱いに関しては、監督職員と

9. 資材（鋼枠材、中詰材）においても、マス釣り場以外の搬入ルートが確保できる場合は、別ルートを選定して良いでしょうか。	協議のうえ判断とします。 ・上述8の回答同様に、代替の仮設方法、他の代替エルートにより施工は可能です。この場合、当初計上していた仮設関係の費用については減額変更設計の対象となります。また、代替え用地の使用により発生する使用料及び補償費用等については変更設計の対象としません。 本設計では、浅川国際マス釣り場内からの河川渡河に関して、マス釣り場管理人及び河川管理者（東京都）と資材搬入ルート仮置き及び渡河位置及び渡河方法を調整済みであり、渡河位置が変更となる場合、改めて河川管理者との協議調整時間を要し、受注者として必要な図面及び説明写真資料等の作成をお願いすることとなりますので承知願います。 ・工事施工に際して作成いただく施工計画書（仮設計画を含む）の内容を確認させていただき、妥当性を判断するものとします。各々の詳細な部分の取扱いに関しては、監督職員と協議のうえ判断とします。
---	--